

I 策定にあたって

1 図書館の役割

全ての県民の「知りたい」「学びたい」に応える図書館
自ら学び、考え、行動する県民の活動を支える「知の拠点」としての図書館

読書や調査研究はもちろん、生活のあらゆる場面で活用できる場として、資料や情報、各種のサービスを提供する「知の拠点」であり、積極的に社会に関わり、課題解決のために自ら学び、考え、行動する県民の活動を支援する。

2 県立図書館のこれまでのあゆみ

昭和55年に現在地に移転・開館して以来、利用者への資料の着実な提供と市町立図書館の設立および運営の支援を業務の中心に据えて取り組んできた。その結果、市町立図書館の設置率は、平成22年に100%となり、貸出し冊数も増加した。

3 県立図書館を取り巻く現状と課題

各種アンケートの実施結果によると、県民の多くは身近な市町立図書館を利用している。また県立図書館の利用者の7割が大津市在住であるなど、県立図書館の直接利用に地理的な偏りがみられる。さらに、現在でも利用できる県立図書館の資料を市町立図書館を通じて貸出し・返却ができる「協力貸出し」をはじめとした県立図書館のサービスや取組が知られておらず、利用されていない現状がある。県立図書館の資源の全県的な活用とサービスの周知が課題となっている。

4 策定経過

H20「これからの滋賀の図書館のあり方（指針）」、H13「子どもの読書活動の推進に関する法律」、H24「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等および社会情勢の変化を踏まえ、今後10年間の県立図書館のあり方を明確にするために策定する。

II 県立図書館が目指す姿

県民は、どこに住んでいても、誰でも、図書館を通じて必要な資料・情報を受け取ることができます

- ・市町立図書館の様々な課題に対応した補完的なサポートを実施する。
- ・市町立図書館を通じて必要な資料・情報を円滑に利用できるよう、全ての県民への図書館サービスを提供する。
- ・読書や調査研究だけでなく、課題解決や生活のあらゆる場面で活用できる「知の拠点」であることや、提供する資料やサービスを広く周知する。
- ・障害者や高齢者など、だれでも容易に利用できる環境を整備する。
- ・子どもたちに読書の楽しさを伝え、子どもの読書活動を支援する。

県民は、県立図書館から、専門的な資料・情報・レファレンスサービスを受け取ることができます

- ・滋賀県に関する資料、水資料、児童書等、専門的な情報を求める県民の要求に応えられる資料の充実を図る。
- ・県民の様々な疑問や課題を解決するレファレンスサービスを提供し、「知の拠点」として県民の活動を支援する。

III 目指す図書館像実現のために重点的に取り組むこと

1 全ての県民へ向けたサービスの実施

（地理的な障壁の軽減）

- 市町立図書館支援を通じた県民への資料提供
- 市町立図書館支援を通じた県民へのレファレンスサービス

（来館の負担を軽減）

- 障害のある人、高齢者、外国人など誰もが使いやすいサービスの充実
- インターネット等を活用した情報提供サービスの拡大

（「知的創造」の場の提供）

- 文化ゾーンの立地を生かし、読書とともに自然や芸術にも親しめる豊かな時間を過ごせる場を他の機関と連携して提供

2 県内各図書館の人・資料・情報をつなぐネットワークの整備・充実

（全県的なサービスの向上）

- 市町立図書館の運営に関する助言・情報提供等の充実
- 司書の資質向上のための体系的な研修、交流
- 新しい課題に対する市町立図書館との共同研究の実施
- 市町立図書館に対する協力貸出しの迅速化
- 電子書籍・データベース等の共同利用の仕組みづくり

（県民の利便性を向上）

- 大学図書館との連携・協働
- 全国的な図書館ネットワークへの参加

3 地域の課題解決に向けた情報提供・情報発信

（地域の課題解決支援）

- 環境問題や地域振興、子どもの貧困などの社会情勢の変化に対応した地域課題解決に役立つ資料収集・提供
- 県内・他府県の先進事例の調査および普及

（県の関係機関との連携）

- 県の各部署と連携した県政情報の発信
- 県の政策形成のための資料・情報やレファレンスサービスの提供

4 子どもの読書活動の推進

（子どもの読書活動の推進）

- 本との出会い、本に触れる喜び、読書の大切さを知る本との出会いの場の提供
- 児童書の全点購入等、子どもの読書環境の整備
- 子どもの読書活動を推進するため、保護者、教員、ボランティア等への研修・啓発の実施

（学校図書館の支援）

- 市町立図書館と連携した学校図書館の活用支援

5 図書館サービスについての情報発信・周知

（図書館外でのアプローチ）

- 図書館外での図書館資料・情報等を活用したイベントやセミナーへの出前資料展示・相談等の活動
- 県内全域を対象とした読書や図書館に関わるイベント等の実施

（情報の発信）

- 遠方の県民でも利用できる非来館サービス等、県立図書館の機能・資料・サービスに関する情報の発信・周知

連携による県民サービスの向上

- ★市町立図書館との連携
- ★大学図書館、学校図書館との連携
- ★県外の図書館との連携
- ★文化ゾーンの各機関との連携
- ★行政機関との連携

IV 図書館サービスを支えるための基盤整備

- 1 全県的な提供を考慮した図書資料等、蔵書の整備
 - ・滋賀資料・水資料および児童書の網羅的収集など、滋賀県立図書館ならではの蔵書構築
- 2 ITを活用した資料の作成・保存・発信
 - ・地域の貴重資料のデジタル化、デジタルアーカイブの充実
 - ・多様化する資料形態（電子書籍等）に対応した資料整備
 - ・新聞記事等のデータベースの充実
- 3 将来の県民の利用に向けた資料の保存
 - ・県内の資料保存センターとしての役割を果たすため、保存方法等の検討
 - ・保存資料の利用方法の検討
- 4 司書の専門性向上
 - ・多様化する資料要求等に対応できる専門性の向上
- 5 実施計画の策定

文教・警察常任委員会資料
平成30年(2018年)3月12日
教育委員会事務局生涯学習課

これからの滋賀県立図書館のあり方(案)

平成30年3月

滋賀県教育委員会

目 次

I	策定にあたって	1
1	図書館の役割	
2	滋賀県立図書館の開館から現在までのあゆみ	
3	滋賀県立図書館を取り巻く現状と課題	
4	策定の趣旨	
II	滋賀県立図書館が目指す姿	3
III	目指す図書館像実現のために重点的に取り組むこと	4
1	全ての県民へ向けたサービスの実施	
2	県内各図書館の人・資料・情報をつなぐネットワークの整備・充実	
3	地域の課題解決に向けた情報提供・情報発信	
4	子どもの読書活動の推進	
5	図書館サービスについての情報発信・周知	
IV	図書館サービスを支えるための基盤整備	10
1	全県的な提供を考慮した図書資料等、蔵書の整備	
2	ICTを活用した資料の作成・保存・発信	
3	将来の県民の利用に向けた資料の保存	
4	司書の専門性向上	
5	実施計画の策定について	
資 料		13
資料1	アンケート結果等からみた県立図書館の現況	
資料2	統計資料（滋賀県立図書館の姿）	

I 策定にあたって

1 図書館の役割

図書館には、時代が変わっても求められる普遍的な役割があります。滋賀県では、県立図書館と市町立図書館が一体となって図書館サービスを提供し、その役割を果たすよう努めてきました。

全ての県民の「知りたい」「学びたい」に応える図書館

図書館の役割は、全ての県民の「知りたい」「学びたい」という思いに応えるため、読書や調査研究はもちろん、生活・仕事・学習等、全ての分野で役立つ資料や情報を提供することです。

図書館は、生涯のあらゆる場面で活用できる場として、資料や情報の提供をはじめとする各種の図書館サービスを提供することで、全ての県民が知る喜び、読む楽しさを実感でき、知識や行動が広がるよう支援します。

自ら学び、考え、行動する県民を支える「知の拠点」としての図書館

また、図書館は、自ら学び、考え、行動する県民に対して知識や情報を提供し、県民の自主的な活動を支えます。

図書館は、地域の「知の拠点」として、県民の学びを支えることで、学びを通して県民一人ひとりが社会や人とつながり、地域社会が活性化されることを支援します。

2 滋賀県立図書館の開館から現在までのあゆみ

県立図書館は、昭和 55 年（1980 年）に現在の大津市瀬田の文化ゾーンに移転・開館して以来、市町村立図書館の支援と、貸出しやレファレンスサービス（※1）等の来館者サービスを中心に図書館活動を行ってきました。

当時、市町村立図書館の設置率は 10%（50 市町村のうち 5 市町）と全国最低レベルでしたが、県の図書館振興策と県立図書館の支援により、1980 年代から 2000 年代にかけて設置自治体が増え、平成の大合併を経た平成 22 年（2010 年）には 100%に達しました。現在、19 の市町の全てに計 48 の図書館が設置されています。

（※1）レファレンスサービス：利用者の求めに応じて、図書館職員が調査・研究に必要な本の紹介や資料の検索・提供の手助けなどを行うこと。

この間、県立図書館は、市町村立図書館では対応できない資料を図書館に貸し出す「協力貸出し」を積極的に実施することで、県民が必要とする資料を確実に入手できる仕組みを作ってきました。協力貸出しとともに県立図書館の司書が各図書館を巡回し、市町村立図書館の職員と直接対話し、運営の相談や助言を行うことで信頼関係の構築にも努めてきました。

開館当時約 23 万冊だった蔵書は、2 度にわたる図書整備 5 か年計画などによって整備に努めた結果、現在では約 141 万冊となっています。

また、平成 27 年度（2015 年度）の県立・市町村立図書館を合わせた県民 1 人当たりの図書貸出し冊数は、東京都に次ぐ全国 2 位（8.35 冊）となっています。

3 滋賀県立図書館を取り巻く現状と課題

近年、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、電子書籍等デジタル化資料の普及・情報通信機器の急激な普及等 ICT（情報通信技術）の進展、読書人口の減少など、図書館を取り巻く社会環境は大きく変化しています。また、貸出し冊数は全国的に減少傾向にあり、滋賀県の図書館でも同様に、貸出し冊数や来館者数が減りつつあります。

こうした状況のなか、県立図書館では、自らの図書館運営やサービスの現状を把握するために、平成 28 年（2016 年）に各種のアンケート調査を行いました。

調査の結果、県民の多くは身近な市町村立図書館を利用していることがわかりました。また、県立図書館の来館者の 7 割が大津市在住であるなど、地理的な偏りがみられました。さらに、市町村立図書館に対して資料を貸し出す「協力貸出し」の制度をはじめ、県立図書館が実施しているサービスや取組があまり知られておらず、利用されていない現状も明らかになりました。

また、今後の県立図書館のサービスの優先事項を尋ねた設問については、県立図書館の利用者では「図書資料の収集・整備の充実」を、市町村立図書館の利用者では「市町村立図書館への支援」を求める回答が最も多くなりました。

県立図書館の資源の全県的な活用とサービスの周知が課題となっています。

4 策定の趣旨

県教育委員会では平成 20 年（2008 年）10 月に「これからの滋賀の図書館のあり方（指針）」を策定し、県内各市町の図書館が、充実したネットワークのもと、利用者の視点に立ち、地域に根ざした図書館運営を行うこと、県立図書館は市町の図書館の支援に積極的に努めることとしました。

また、平成 13 年（2001 年）の「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受けて県教育委員会が策定した「滋賀県子ども読書活動推進計画」では、公立図書館は地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすこととしています。

公共図書館全体の動向としては、図書館法第 7 条の 2 に基づいて、平成 24 年（2012 年）12 月に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示）が改訂され、各図書館は「図書館の事業の実施等に関する基本的な運営方針」を策定し、公表するよう努めることとされました。

これらの指針や基準を受けて、また県立図書館を取り巻く状況や社会情勢の変化を踏まえ、これからも県民を支える「知の拠点」としての図書館であるために、今後 10 年間の運営の方向性とその先に目指す姿を明確にし、そのために重点的に取り組むことを示すものとして「これからの滋賀県立図書館のあり方」を策定します。

Ⅱ 滋賀県立図書館が目指す姿

県民は、どこに住んでいても、誰でも、図書館を通じて必要な資料・情報を手にすることができます

県民の多くは身近にある市町立図書館を利用しており、貸出しやレファレンスサービスといった基本的な図書館サービスの県民への提供は、主に市町立図書館が担っています。全県民へ図書館サービスを届けるために市町立図書館を支援することが、県立図書館の重要な役割です。

全ての市町に市町立図書館が設置された滋賀県の現状から、これからの県立図書館は、個々の市町立図書館が直面する様々な課題に対応した補完的サポートを実施します。

県立図書館は、市町立図書館との連携・協働により、どこに住んでいても、必要な資料・情報を身近な市町立図書館を通じて円滑に利用できるよう、全ての県民への図書館サービスを提供していきます。

あわせて、これまで図書館を利用したことのない人も含め全ての県民に図書館が利用されるように、図書館が読書や調査研究だけでなく、課題解決や生活のあらゆる場面で活用できる「知の拠点」であることや、県立図書館が提供する資料やサービスについても広く県民に周知し、積極的なサービスの提供に努めます。

また、市町立図書館と協力して、障害者・高齢者・日本語を母語としない県民など図書館利用に配慮が必要な人が、容易に資料・情報を利用できる環境を整えていきます。

さらに次世代を担う子どもたちに対しても、読書生活を通じて豊かな人間性を育むことができるよう、読書の楽しみを伝え、読書に親しむことができるよう、市町立図書館とともに子どもの読書活動を支援します。

県立図書館は、市町立図書館と連携・協働しながら、県民一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな図書館サービスの展開を推進することにより、全ての県民の「知りたい」「学びたい」に応えていきます。

県民は、県立図書館から専門的な資料・情報・レファレンスサービスを受け取ることができます

滋賀資料（※1）や水資料（※2）の網羅的な収集、児童書の全点購入、雑誌の永年保存、オンラインデータベースの整備など、県立図書館はこれまで以上に、専門的な情報を求める県民の要求に応じることができる資料の充実を図ります。

加えて、豊富な資料を基にした、県民の様々な疑問や課題を解決するための司書によるレファレンスサービスを提供し、「知の拠点」として県民の活動を支えます。

Ⅲ 目指す図書館像実現のために重点的に取り組むこと

1 全ての県民へ向けたサービスの実施

様々な手段を用いて、県民がどこに住んでいても図書館サービスが届く仕組みを充実させます。

(1) 市町立図書館支援を通じた県民への資料提供

市町立図書館は、それぞれの住民の資料要求に応じて、貸出しを中心とする資料提供を行っています。県立図書館は、資料を市町立図書館に貸し出す「協力貸出し」を実施しており、市町立図書館から寄せられた要求に対して、所蔵資料から貸し出すだけでなく、所蔵していない資料についても新たに購入したり、所蔵館を紹介したりするなどして、市町立図書館に届けます。

このように県立図書館は、市町立図書館の資料提供を支援することによって、全ての県民に求める資料を届けます。

（※1）滋賀資料：滋賀県に関する資料を集めたコレクション。

（※2）水資料：淡水を主とした、湖や河川に関係する資料のコレクション。県が琵琶湖を擁することから収集が始められた。

(2) 市町立図書館支援を通じた県民へのレファレンスサービス

図書館は県民が日常生活の中や、調査研究の過程で生じる様々な疑問や質問に対して、図書館資料を用いて調査を行うレファレンスサービスを実施しています。

市町立図書館が自館の資料だけで回答ができない場合、県立図書館の蔵書の中から、市町立図書館の蔵書を補う資料や情報を探し出して提供することで、市町立図書館のレファレンスサービスを補完します。

全ての県民の調査研究や課題解決を支えるために、県立図書館は、市町立図書館のレファレンスサービスを支援します。

(3) インターネット等を活用した情報提供サービス

情報環境の急速な発展にともない、図書館サービスにおいてもインターネット等 ICT の活用は欠かせないものとなっています。

インターネット上に、より使いやすい検索システムを構築するとともに、レファレンス機能を充実させることで、県民が県立図書館の持つ情報をいつでもどこからでも引き出せるよう、インターネットを活用した情報提供サービスの向上を図ります。

また、図書館サービスにおける新たな ICT 活用方策の動向を注視し、利用者の利便性向上について検討します。

さらに、貴重資料を電子化したデジタルアーカイブ等のデジタル資料を充実させ、インターネット上に公開するなど、直接来館しなくても利用することのできる図書館サービスの拡充に努めます。

(4) 図書館利用に配慮の必要な人に向けたサービス

平成 29 年（2017 年）4 月に「障害者差別解消法」が施行され、公立図書館には障害者の図書館利用への障壁の解消が求められています。また、超高齢社会を迎えた現在、図書館利用が困難となる高齢者も増加しています。

障害者や高齢者の読書を支援するために、大活字本や点字資料、録音資料などの様々な形態の資料、拡大読書器や再生機器などの機器類を整備・充実させるとともに、郵送サービスや対面朗読などの障害者サービスの充実を図ります。

加えて、日本語を母語としない県民へのサービスのために、図書だけでなく、新聞や雑誌も含めた外国語資料の提供を進めます。

(5) 立地を生かした知的創造の場の提供

県立図書館が立地する文化ゾーン（びわこ文化公園）内には、美術館、埋蔵文化財センターなどの文化施設があり、歴史・文化・芸術などに親しめる場となっ

ています。

このような立地環境を生かして、周辺施設と連携を進めながら、司書による読書案内やレファレンスサービスを通じて、「知的創造の場」を提供します。

2 県内各図書館の人・資料・情報をつなぐネットワークの整備・充実

各図書館の人・資料・情報をつなぐネットワークを整備・充実させて、市町立図書館への支援を拡充することで、県民が身近な市町立図書館で資料や情報をよりの確かつ迅速に得ることができる体制づくりに努めます。

(1) 市町立図書館の運営に関する助言・情報提供等の充実

県立図書館では、司書が県内の市町立図書館を巡回して、各館の職員と直接対話し、情報交換や運営状況の把握、共通の課題に対する意見交換などを行っています。県立図書館は、今後さらに情報交換の機会を広げ、司書巡回を通じて収集した他の図書館の状況や全国的な図書館情勢などの情報の一層の共有化を図ります。

このように市町立図書館への情報提供を充実させるとともに、各館の状況に応じた補完的なサポートを実施していくことで、それぞれの市町立図書館の運営等に関する個別の課題の解決を支援します。

(2) 図書館職員の資質向上のための体系的な研修

多様化する県民のニーズに対応し、質の高い図書館サービスを提供するためには、県民に最も身近な市町立図書館の職員の専門職としてのスキルアップが欠かせません。そのためには、職員の経験等に応じた体系的かつ継続的な研修が必要です。

県立図書館は、職員の経験や業務内容に応じて、基礎的なものから専門的なものまで、研修内容を幅広く充実させることにより、県内の図書館職員の資質向上に努め、県民サービスの向上を図ります。

(3) 新しい課題に対する市町立図書館との共同研究の実施

滋賀県の図書館では、時代の変化に伴い顕在化した課題に対して、県内の図書館職員が調査・研究を行い、情報交換や討議を重ねることを重視してきました。

県立図書館は、県内各地の図書館職員が共通の課題に対して研究し、その成果を全ての図書館が活用してより良い図書館サービスを提供できるよう、これからも積極的に図書館職員の共同研究の場をつくりだすことに努めます。

(4) 市町立図書館への協力貸出しの迅速化

県立図書館は、県立図書館から貸し出す資料や県内各図書館相互に貸借する資料を運ぶ物流手段として、「協力車」と呼ぶ巡回車を運行しています。協力車は毎週各市町の拠点となる図書館を巡回し、資料や配布物、レファレンス情報などの受け渡しを行っています。

こうした協力貸出しを円滑に行うためには、物流の仕組みだけでなく、迅速かつ確実に情報をやり取りするシステムの整備も必要です。

県立図書館は、インターネットを介した情報通信手段の機能向上を図りながら、市町立図書館にとって最適な配送の方法を検討していきます。また、利用者が必要な時に必要な資料を受け取ることができるように、柔軟な対応の可能な協力体制の整備を行い、迅速な資料・情報提供に取り組みます。

(5) 電子書籍・データベース等の共同利用の仕組みづくり

ICTの進展に伴い、電子書籍やオンラインデータベース等、インターネット上で利用できる資料が増加しています。特にオンラインデータベースは、レファレンスサービスにとっても有用な資料です。

県立図書館は、インターネット上で利用できるコンテンツの充実を図るとともに、ICTの発展とそれに伴う図書館界の動向を注視しながら、県内の市町立図書館がそれらの資料や情報を簡便に共同利用できるような仕組みの研究を進めます。

(6) 県外図書館、他館種の図書館との連携・協働

県内の市町立図書館を結ぶネットワークの充実だけではなく、県外図書館や他館種の図書館、その他の外部機関との協力関係を構築していくことも、これからの県立図書館に求められるところです。

① 県外図書館との連携・協働

県内の図書館に県民の求める資料がない場合には、公共図書館が県域を越えて資料をやり取りする「相互貸借」という仕組みがあります。県立図書館は全国的なネットワークを積極的に利用し、県内の図書館や機関からは入手できない資料でも県民に提供できるように、相互貸借制度を活用していきます。

② 県内の大学図書館や他館種の図書館との連携・協働

県内の大学図書館や国立国会図書館をはじめとする他の館種の図書館ともネットワークを築くことで、公共図書館では所蔵していない専門的な資料であつ

ても、借受けや複写による提供が可能となります。

県内の大学図書館との協力関係の確立は、滋賀県の教育の発展や地域理解にも大きく寄与します。県立図書館は、県内の大学や県立施設の資料室・図書室との連携・協働にも積極的に取り組み、資料提供の幅を広げます。

3 地域の課題解決に向けた情報提供・情報発信

県民の「知の拠点」である県立図書館は、様々な地域の課題に直面した県民を支援し、課題解決につながる機会を提供できるように取り組みます。

(1) 地域の課題解決支援

社会情勢の変化に伴い、環境問題や地域振興、雇用問題、子どもの貧困など、地域に関わる様々な課題が生まれています。また滋賀県では、平成27年(2015年)に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念に沿った取組を推進し、持続可能な社会を目指すこととしています。

県立図書館は、地域を取り巻く多様な課題について知り、考えるために必要な資料の収集と提供、ならびに関連情報の発信に力を注ぐとともに、その課題についての施策や情報に関わる、関係機関の情報提供を行います。県内や他府県における先進的な事例の調査なども実施し、職員一人ひとりが常に地域の課題を意識して、的確な対応に努めます。

(2) 県の関係機関との連携

① 県の各機関と連携した県政情報の発信

各機関の施策に合わせた企画展示を行うなどの連携した取組を推進するとともに、各機関が実施する講演会やイベントなどに資料の出張展示を行い、参加者が講演内容などをより深く知るための手段を提供していきます。

② 県の政策形成のための資料・情報やレファレンスサービスの提供

各機関の施策形成や事業の実施にあたり、必要な資料提供やレファレンスサービスを行います。また、各機関に対して図書館の活用方法等の周知にも積極的に努め、図書館資源の有効活用を促進します。

4 子どもの読書活動の推進

読書活動は、豊かな語彙を獲得し、情緒を育み、様々な知識や考えに触れて自己を形成していくことにつながり、子どもがアイデンティティを確立し、自ら考えて生きていく力を身につけた社会の一員となるための大切な活動です。

県教育委員会策定の「滋賀県子ども読書活動推進計画」では、子どもの読書活動の推進のための公立図書館の役割として、子どもの読書の機会の提供と、子どもの読書のための諸条件の整備・充実を挙げています。

県立図書館は、市町立図書館と連携・協力し、子どもの読書活動を推進します。

(1) 子どもの読書のための環境整備

県立図書館では、おはなし会や講座・展示・行事等を通じて子どもと本の出会いの場を設けるとともに、市町立図書館の取組を支援し、全ての子どもが本に親しむ機会を得られるように努めます。また、児童書に関するレファレンスサービスや読書相談等、子どもと本を結ぶためのサービスに取り組みます。

あわせて、児童書の全点購入による網羅的な収集や団体向けのセット貸出し用資料の整備など、蔵書を充実させ、市町立図書館を通じて全県的に提供する仕組みを活かして、子どもの読書環境の整備に努めます。

(2) 子どもの読書活動に関わる人々への支援

県立図書館は、保護者や学校・園等の職員、ボランティア等に対して、豊富な蔵書を活用し、専門知識を持った司書による読書相談や資料提供を行い、子どもの読書活動に関わる人々の研究を支援します。

(3) 学校図書館の支援

子どもたちにとって最も身近な学校図書館の整備・充実は子どもの読書活動推進にとって重要です。

県立図書館と県教育委員会は平成 25～29 年度（2013～2017 年度）にかけて、市町の小中学校の学校図書館を活用するための環境を整備する事業を展開しました。今後、この事業の成果を周知し、市町教育委員会・市町立図書館・学校と連携して、小中学校の学校図書館の環境整備を支援します。

また、小中学校や高等学校の学校図書館の活動の充実のために、市町立図書館や学校司書と連携して、資料の貸出しや運営への助言等の支援を行います。

5 図書館サービスについての情報発信・周知

全ての県民に向けて、様々な手段で情報を発信・周知します。

(1) 県内全域を対象とした、読書や図書館に関わるイベントや広報活動の実施

県立図書館は、県民が図書館に親しみ、利用する契機となるよう、読書や図書館に関連したイベントや広報活動を実施していきます。

これまでも市町立図書館と共通のテーマでの資料展の開催や、図書館や医療に関する情報誌の共同作成を通じて、地域の情報拠点である図書館の周知に努めてきました。今後も滋賀県公共図書館協議会等と連携しながら、県内の図書館がより身近に感じられる様々な取組を実施します。

また、出張資料展示等を通して、来館する機会がない県民が、県立図書館の蔵書に触れる機会を提供していきます。

(2) 情報の発信

アンケート調査の結果から、市町立図書館支援や電子情報サービス等、来館しなくても利用できる非来館型サービスの認知度が低いことがわかりました。

①現在の県立図書館利用者に向けて

非来館型サービスをはじめとした、県立図書館が提供する様々なサービスを積極的に発信・周知することで、県立図書館の利活用を推進します。

②全ての県民に向けて

県・市町の広報誌やイベント・新聞・インターネット・SNS など、様々な広報手段を活用し、県立図書館が展開しているサービスについて、発信・周知していきます。さらに、市町立図書館と県立図書館が一体となって、県民へ図書館サービスを提供していることを発信します。

IV 図書館サービスを支えるための基盤整備

1 全県的な提供を考慮した図書資料等、蔵書の整備

(1) 幅広い視点に立った継続的な資料収集による蔵書の構築

全ての県民をサービス対象とする県立図書館には、自館だけでなく、県内全体の将来的な利用を考慮した蔵書の構築が求められます。専門図書や、利用が少ない分野の資料など、市町立図書館が購入できない資料も収集・提供していきます。

(2) 滋賀資料・水資料の網羅的収集

滋賀資料と水資料は県立図書館の蔵書の特徴づける資料群です。いずれの分野も、可能な限り幅広く収集します。

(3) 地域的特性から求められる資料の積極的収集

滋賀県が持つ地域的特性から求められる分野の図書もあります。例えば県内に科学技術関連の大学や研究所、製造業関連の事業所などが多数あることから、該当分野の専門的な資料を幅広く収集するように努めます。また、少子高齢化や過疎化、まちづくり、環境保全、医療問題など、様々な地域の課題に関する資料を収集し、提供します。

2 ICT を活用した資料の作成・保存・発信

(1) 貴重資料のデジタル化、デジタルアーカイブの充実

県立図書館には、県内関係古文書の写真複製版など、多くの貴重な資料があります。それらの一部は「近江デジタル歴史街道」で画像を公開していますが、今後も資料の保存や利便性を重視し、地域に残る貴重な原資料のデジタル化を市町立図書館とも連携して進めていきます。

(2) 滋賀県関係の新聞記事の索引化、データベースの充実

県立図書館では、各新聞に掲載された滋賀県関係の記事見出しをデータベース化し、インターネット上で公開して広く利用に供しています。今後も記事見出しの採録を持続していくとともに、より使いやすいシステムの構築を目指します。

また、膨大な情報の蓄積や検索機能に優れるデータベース類を充実させることによって、情報を探す利用者の利便性を高めます。

(3) 多様化する資料形態（電子書籍等）に対応した資料整備

電子書籍をはじめとする資料形態の多様化は、今後も一層進んでいくものと思われます。常に新しいメディアの動向や関連する情報の収集と対応の検討を行い、より良い形での資料整備を進めていきます。

3 将来の県民の利用に向けた資料の保存

(1) 県内の資料保存センターとしての役割

県立図書館は、県内の資料保存センターとしての役割も担っています。市町立図書館で除籍された図書や雑誌のうち県として保存すべき資料を受け入れ、県立

図書館の資料として永年保存していきます。

(2) 図書・雑誌の永年保存、新聞類の永年利用対策

県立図書館は、図書はもちろん、雑誌についても期限を設けない永年保存が原則です。新聞原紙の保存期間は3年となっていますが、縮刷版やマイクロフィルム、オンラインデータベース等を用いて、可能な限りの提供に努めます。

また、県立図書館の保存スペースを考慮し、今後の保存のあり方をどうするのか、入念な検討を行っていきます。

4 司書の専門性向上

県立図書館が、これからますます多様化することが予想される県民の資料要求に、着実に応え、期待と信頼を寄せられる「知の拠点」であり続けるためには、職員の専門職としての能力の向上が必須です。職員研修の充実を図るとともに、様々な課題に迅速に対応できるよう、県立図書館の職員として何をしなければならないのか、常に意識しながら自己研鑽に努めていきます。

5 実施計画の策定について

滋賀県立図書館が10年後に目指す姿を実現するための具体的な取組については、別途実施計画を策定し、進捗管理を行います。

アンケート結果等からみた県立図書館の現況

県立図書館では、自らの図書館運営やサービスの現状把握するため、平成 28 年（2016 年）に各種アンケートを行った。内訳は、無作為に選ばれた県民に行われた「県政モニターアンケート」（有効回答数 349 人）、県立図書館の来館者に行われた「県立図書館利用者アンケート」（有効回答者数 532 人）、市町立図書館の来館者に行われた「市町立図書館利用者アンケート」（有効回答者数 686 人）、学校図書館関係者に行われた「学校図書館部会参加者アンケート」（有効回答者数 90 人）、研修に参加した幼保、小中高校教員に行われた「幼保・小・中・高校教員アンケート」（有効回答者数 89 人）である。

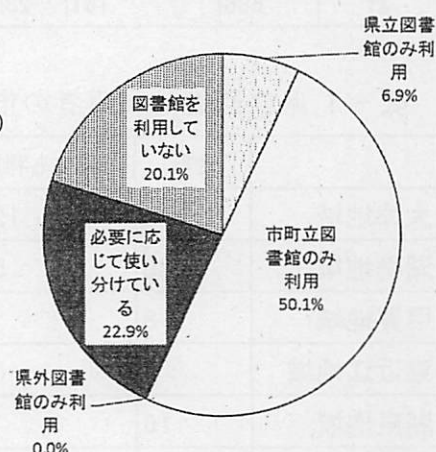
(1) 県立図書館の利用状況

県政モニターアンケートの結果、「県立図書館のみの利用」と「市町立図書館と必要に応じて使い分けての利用」を合わせて、約 3 割が県立図書館を利用しているが、約半数は市町立図書館のみを利用されている。（表－1）

なお、県立図書館利用者アンケートの結果、利用者の約 7 割が大津市在住である。（表－2）

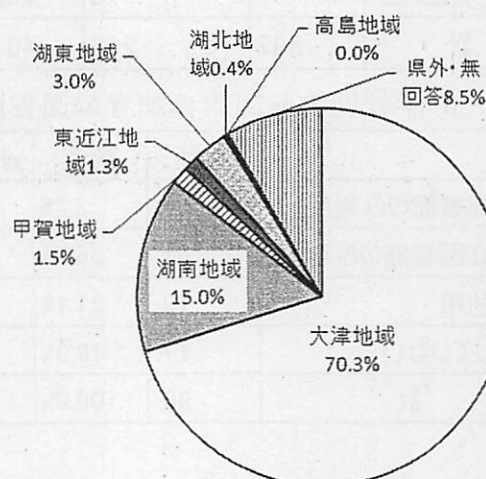
表－1 県立図書館の利用状況（県政モニターアンケート）

1 県立図書館のみ利用	24	6.9%
2 市町立図書館のみ利用	175	50.1%
3 県外図書館のみ利用	0	0.0%
4 必要に応じて使い分けている	80	22.9%
5 図書館を利用していない	70	20.1%
計	349	100.0%



表－2 地域別利用者数（県立図書館利用者アンケート）

大津地域	374	70.3%
湖南地域	80	15.0%
甲賀地域	8	1.5%
東近江地域	7	1.3%
湖東地域	16	3.0%
湖北地域	2	0.4%
高島地域	0	0.0%
県外・無回答	45	8.5%
計	532	100.0%



(2) 県立図書館と市町立図書館の利用状況

6市町の市町立図書館利用者アンケートの結果、約4分の1が県立図書館も利用している。(表-3)

また、県立図書館利用者アンケートの結果、約4割が市町立図書館を利用している。(表-4)

学校図書館部会アンケート結果では、「県立図書館のみの利用」と「市町立図書館と必要に応じて使い分けての利用」を合わせて、約4分の1が県立図書館を利用している。(表-5)

表-3 市町立図書館利用者の県立図書館の利用状況 (市町立図書館利用者アンケート)

	合計	県立も利用 (年に1回以上)	割合	県立も利用 (数年に1回)	割合	県立利用なし	割合	無回答	割合
高島市	52	3	5.8%	14	26.9%	35	67.3%		0.0%
草津市	70	32	45.7%	26	37.1%	12	17.1%		0.0%
長浜市	306	33	10.8%	57	18.6%	212	69.3%	4	1.3%
東近江市	135	46	34.1%	39	28.9%	48	35.6%	2	1.5%
日野町	17	8	47.1%	8	47.1%	1	5.9%		0.0%
野洲市	106	39	36.8%	25	23.6%	41	38.7%	1	0.9%
計	686	161	23.5%	169	24.6%	349	50.9%	7	1.0%

表-4 県立図書館利用者の市町立図書館の利用状況 (県立図書館利用者アンケート)

	合計	市町立も利用	割合	市町立利用なし	割合	無回答	割合
大津地域	374	122	32.6%	250	66.8%	2	0.5%
湖南地域	80	56	70.0%	24	30.0%		0.0%
甲賀地域	8	8	100.0%		0.0%		0.0%
東近江地域	7	6	85.7%	1	14.3%		0.0%
湖東地域	16	9	56.3%	6	37.5%	1	6.3%
湖北地域	2	1	50.0%	1	50.0%		0.0%
高島地域	0		0.0%		0.0%		0.0%
県外・無回答	45	13	28.9%	10	22.2%	22	48.9%
計	532	215	40.4%	292	54.9%	25	4.7%

表-5 学校図書館部会参加者の図書館利用状況 (学校図書館部会参加者アンケート)

	合計	割合	小学校	割合	中学校	割合	高校	割合
県立図書館のみ利用	3	3.3%	1	2.7%	1	3.8%	1	3.7%
市町立図書館のみ利用	51	56.7%	24	64.9%	13	50.0%	14	51.9%
両方利用	19	21.1%	7	18.9%	3	11.5%	9	33.3%
利用していない	17	18.9%	5	13.5%	9	34.6%	3	11.1%
計	90	100.0%	37	100.0%	26	100.0%	27	100.0%

(3) 県立図書館を利用しない理由

県立図書館を利用しない理由としては、市町立図書館利用者アンケートの結果でも、県政モニターアンケートの結果でも「地元の図書館を利用する」が最も多くなっている。次いで「交通の便が悪い」となっている。また、「県立図書館を知らない」とする回答もあった。(表-6)

一方、学校図書館部会アンケートでは、「開館日時が合わない」とする回答も多くあった。(表-7)

表-6 県立図書館を利用しない理由

市町立図書館利用者アンケート			県政モニターアンケート		
地元の図書館を利用	244	69.9%	地元の図書館を利用	100	38.6%
必要な図書は自身で購入	4	1.1%	必要な図書は自身で購入	26	10.0%
交通の便が悪い	47	13.5%	交通の便が悪い	83	32.0%
開館日時が合わない	1	0.3%	開館日時が合わない	16	6.2%
県立図書館の存在を知らない	38	10.9%	県立図書館の存在を知らない	9	3.5%
その他	9	2.6%	その他	25	9.7%
無回答	6	1.7%	無回答	0	0.0%
計	349	100.0%	計	259	100.0%

表-7 県立図書館を利用しない理由 (学校図書館部会アンケート)

	小学校	割合	中学校	割合	高校	割合
地元の図書館を利用	11	37.9%	5	22.7%	9	52.9%
必要な図書は自身で購入	2	6.9%	5	22.7%	2	11.8%
交通の便が悪い	11	37.9%	4	18.2%	4	23.5%
開館日時が合わない	5	17.2%	7	31.8%	0	0.0%
県立図書館の存在を知らない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	1	4.5%	1	5.9%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	1	5.9%
計	29	100.0%	22	100.0%	17	100.0%

(4) 県立図書館のサービスの認知度および利用状況

県立図書館では、直接来館者向けのサービス(貸出し、読書案内、調査・相談等)、市町立図書館への支援(協力貸出し等)、電子情報サービス(古文書、古地図のデジタル画像作成・公開、商用データベース提供等)、障害者サービス(郵送貸出し、大活字本の提供等)、集会行事(お話し会、資料展示等)等を行っている。

しかし、アンケートの結果では、県立図書館利用者にもサービスが十分認知されておらず、市町立図書館利用者および県政モニターには更に認知されていない状況である。(表－8)

表－8 県立図書館サービスの認知（知っている）状況

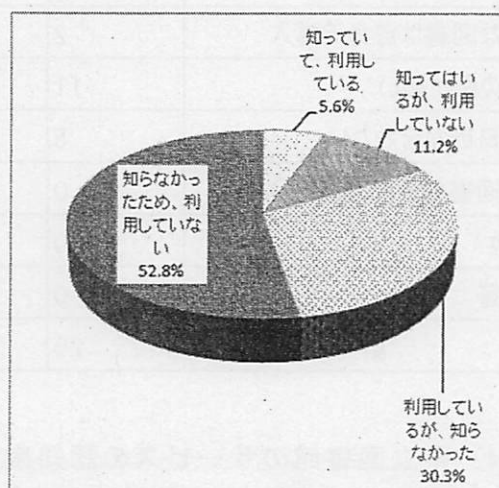
	県立利用者	市町立利用者	県政モニター	
				うち非利用者
図書資料の収集・整備	64.3%	41.5%	63.3%	65.7%
市町立図書館への支援	41.9%	46.4%	49.3%	21.4%
来館者サービス	57.9%	30.9%	43.3%	17.1%
電子情報サービス	34.0%	17.8%	22.9%	30.0%
障害者サービス	18.8%	13.3%	16.0%	8.6%
集会行事	57.0%	24.3%	35.5%	30.0%
全く知らない		34.7%		
無回答	16.2%			

※複数回答のため、合計が100%にならない

また県立図書館では、子どもの読書を推進するため市販されている児童書を全点購入しているが、幼・保・小・中学校教員のアンケート結果では、「知らなかった」とする回答が約8割となっている。(表－9)

表－9 児童書の全点購入の認知度（幼保・小・中学校教員アンケート）

	人数(人)	割合(%)
知っていて、利用している	5	5.6%
知ってはいるが、利用していない	10	11.2%
利用しているが、知らなかった	27	30.3%
知らなかったため、利用していない	47	52.8%
合計	89	100.0%



市町立図書館利用者アンケート結果では、非来館者向けサービス（県立図書館に直接来館せずに利用できる「レファレンスサービス」や「デジタル歴史街道など」）の利用がいずれも低い結果となった。（表－10）

表－10 市町立図書館利用者の県立図書館非来館者向けサービス利用状況

	人数(人)	割合(%)
ホームページの「資料検索」	209	30.5%
協力貸出	221	32.2%
レファレンスサービス	16	2.3%
デジタル歴史街道	28	4.1%
滋賀県関係新聞記事見出検索	35	5.1%
その他	20	2.9%
全く利用したことがない	343	50.0%
計	872	127.1%

（市町立図書館利用者アンケート）

※複数回答のため、合計が100%にならない

（5）県立図書館サービスの優先事項について

アンケートの結果、県立図書館利用者は、「県立図書館の図書資料の収集・整備」を優先事項とする回答が最も多く、市町立図書館利用者、県政モニター、学校図書館部会では、「市町立図書館への支援」を優先事項とする回答が最も多かった。（表－11）

表－11 県立図書館がこれから最も優先して進めていくべき事柄

	県立利用者	市町立利用者	県政モニター	学校図書館
図書資料の収集・整備	62.4%	30.8%	28.1%	28.9%
市町立図書館への支援	6.0%	39.8%	40.7%	44.4%
来館者サービス	12.6%	5.7%	10.9%	10.0%
電子情報サービス	3.9%	4.5%	8.9%	7.8%
障害者サービス	2.4%	1.5%	1.7%	0.0%
集会行事	3.8%	2.5%	6.9%	2.2%
その他	2.6%	3.1%	2.9%	2.2%
無回答	6.2%	12.1%		4.4%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

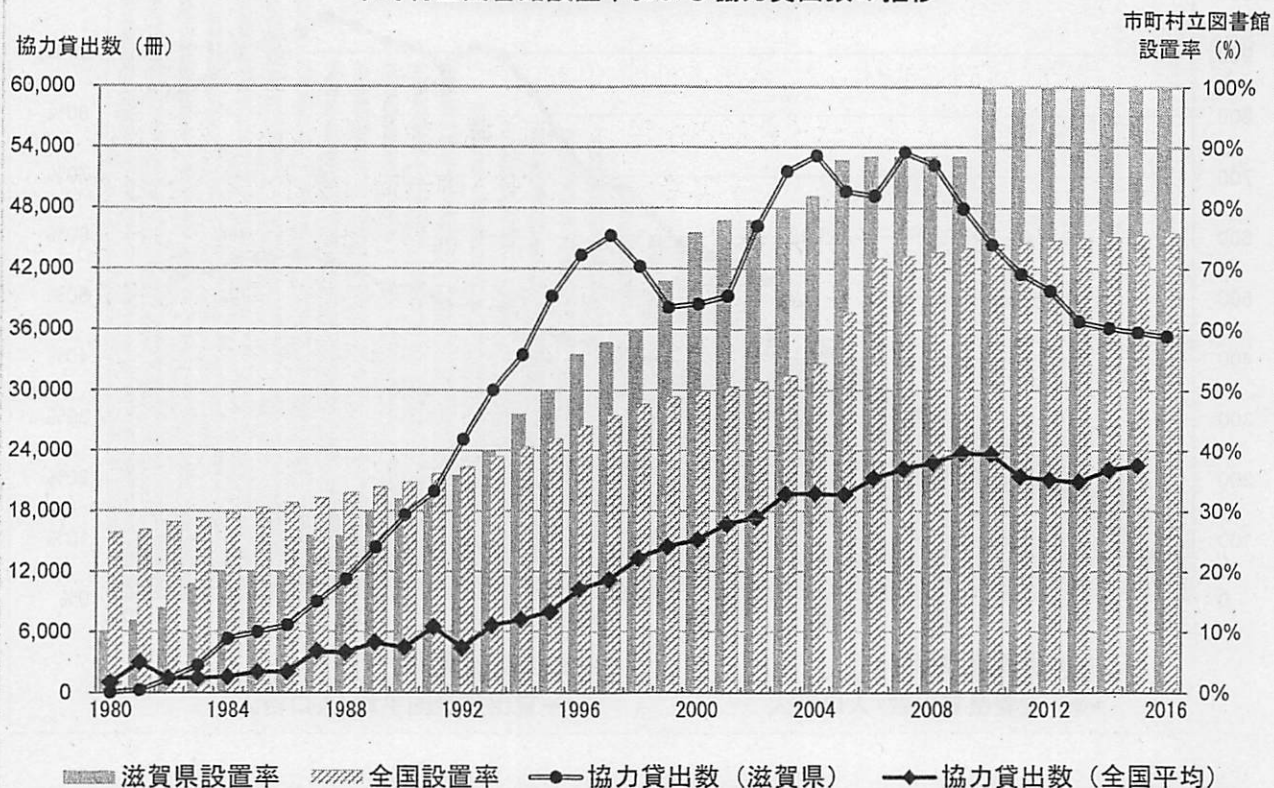
また、幼保・小・中・高校の教員に県立図書館に求める役割についてアンケートしたところ、「読み聞かせ等の研修等、人材育成」とする回答が最も多く、次いで「HPにおける児童書情報の発信」となった。(表－12)

表－12 子ども読書活動の推進のために教員が県立図書館に期待する役割
(幼保・小・中・高校教員アンケート)

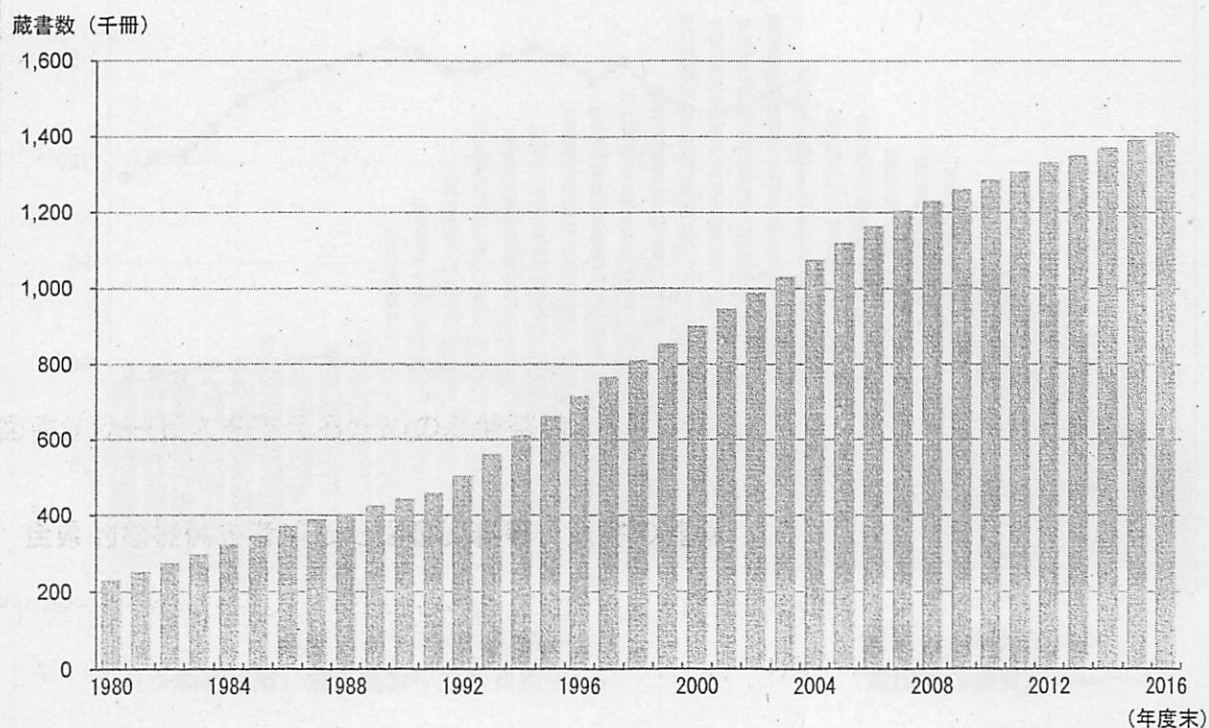
児童書の全点収集	30	33.7%
児童書に関するレファレンスサービスの充実	30	33.7%
県立図書館HPにおける児童書情報の発信	46	51.7%
読み聞かせ等の研修等、人材育成	62	69.7%
県立図書館の蔵書の団体貸出し	39	43.8%
その他	6	6.7%
計	213	239.3%

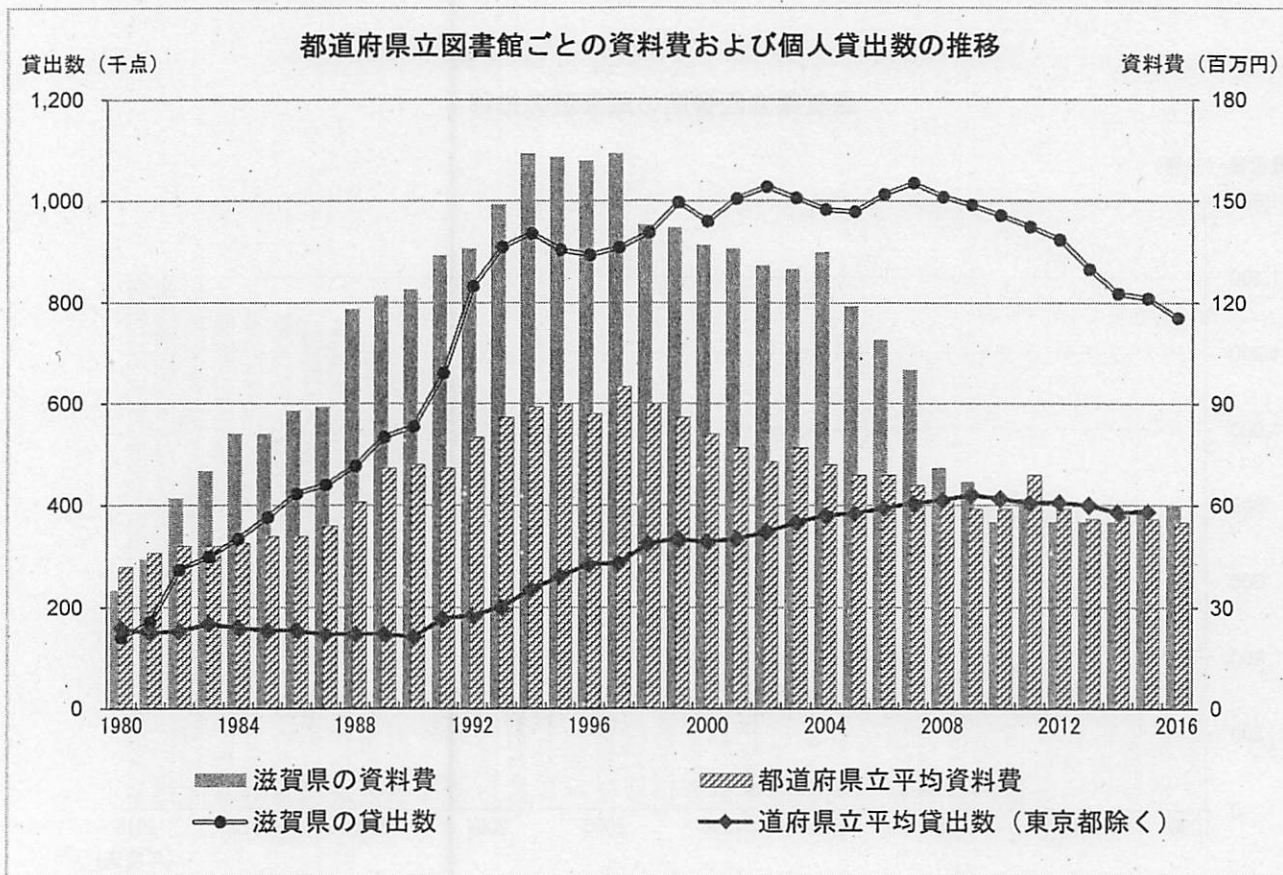
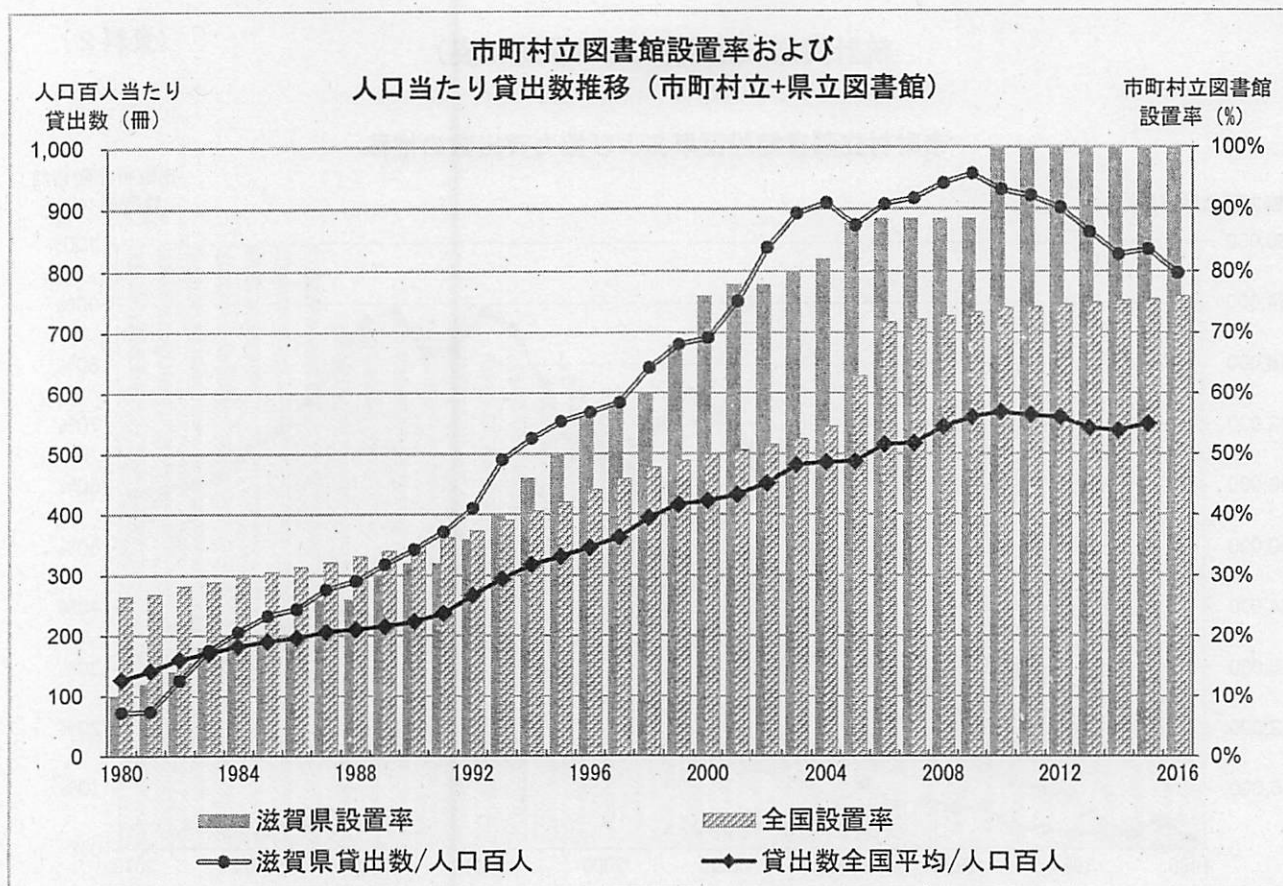
※複数回答のため、合計が100%にならない

市町村立図書館設置率および協力貸出数の推移

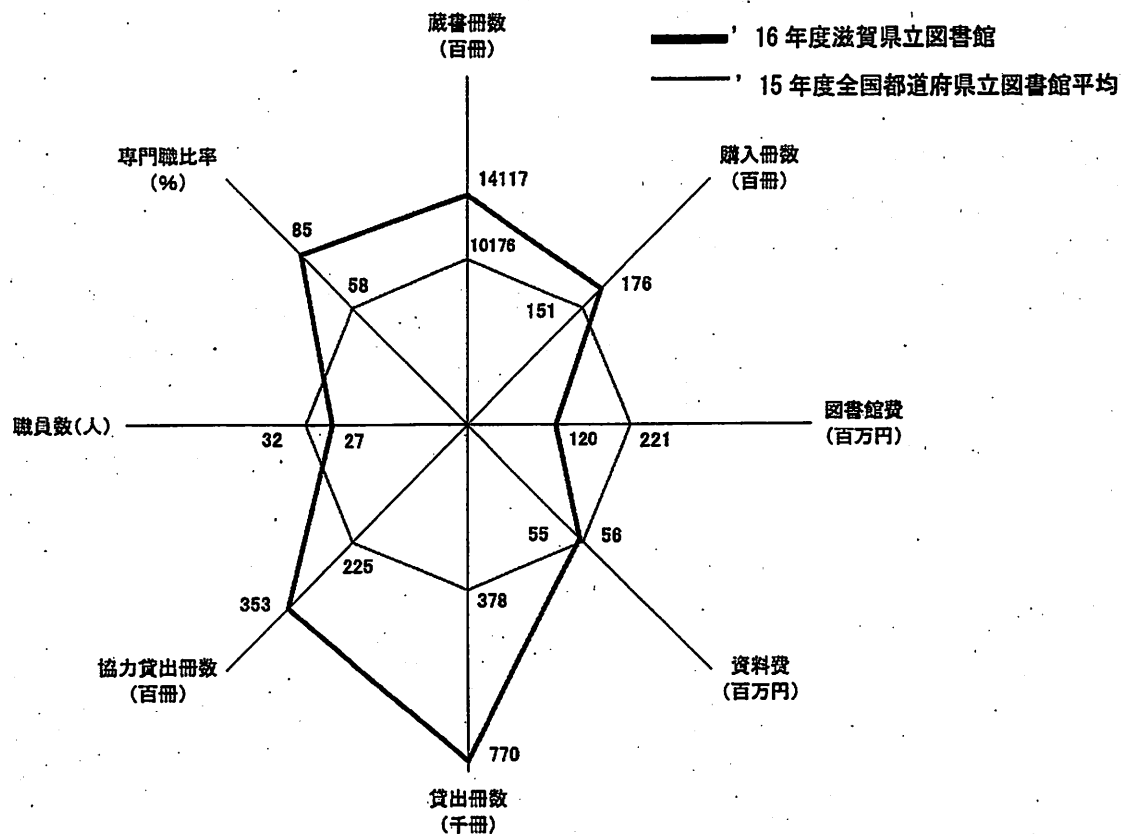


滋賀県立図書館の蔵書数の推移

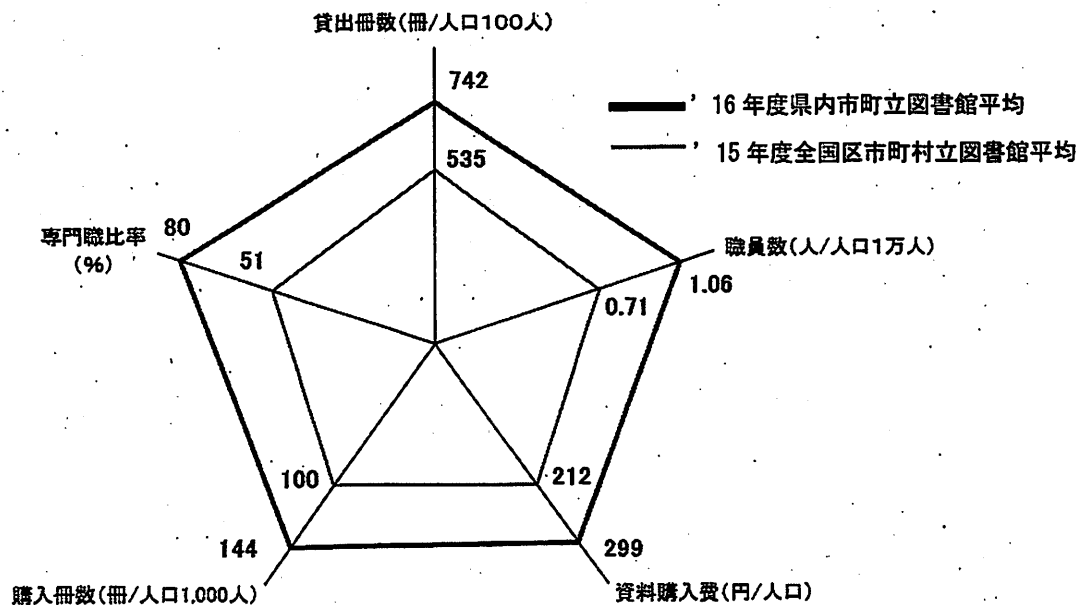




全国から見た県立図書館の姿（日本図書館協会『日本の図書館』から）



県内市町立図書館の全国比較（日本図書館協会『日本の図書館』から）



滋賀県の図書館は司書資格を持つ職員の割合（専門職比率）が全国平均を大きく上回っていることが特徴の一つです。この特徴は滋賀県の図書館の運営における基盤であり、今後も質の高い図書館サービスの提供に活かしていきたいと考えています。

司書は専門職として、幅広く将来的な利用も見据えた蔵書を構成するための選書をしたり、必要な資料・情報を収集して県民のみなさんに提供してきました。

特に、本に関する豊かな知識と経験をもとに、蔵書の中から求められる資料や情報を探し出して利用者に手渡しすることを大切にしています。これからも司書は利用者と本を結びつける橋渡し役として、県民の皆さんが読みたい本、知りたい情報を確実に手に入れられるようにしていきます。

ぜひ県民の皆さんも、司書にお気軽に声をかけていただき、読書や調査研究に活用してください。

滋賀県公立図書館等一覧

図書館名	所在地	電話番号
大津市立図書館	〒520-0047 大津市浜大津二丁目1-3	077-526-4600
大津市立北図書館	〒520-0243 大津市堅田二丁目1-11	077-574-0145
大津市立和邇図書館	〒520-0528 大津市和邇高城25	077-594-2050
彦根市立図書館	〒522-0001 彦根市尾末町8-1	0749-22-0649
長浜市立長浜図書館	〒526-0056 長浜市朝日町18-5	0749-63-2122
長浜市立浅井図書館	〒526-0251 長浜市大依町528	0749-74-3311
長浜市立びわ図書館	〒526-0108 長浜市難波町505	0749-72-4305
長浜市立虎姫図書館	〒529-0112 長浜市宮部町3445	0749-73-2335
長浜市立湖北図書館	〒529-0341 長浜市湖北町速水2745	0749-78-1687
長浜市立高月図書館	〒529-0233 長浜市高月町渡岸寺115	0749-85-4600
近江八幡市立近江八幡図書館	〒523-0828 近江八幡市宮内町100	0748-32-4090
近江八幡市立安土図書館	〒521-1341 近江八幡市安土町上豊浦1	0748-46-6479
草津市立図書館	〒525-0036 草津市草津町1547	077-565-1818
草津市立南草津図書館	〒525-0059 草津市野路一丁目15-5	077-567-0373
守山市立図書館	〒524-0022 守山市守山五丁目3-17	077-583-1639
栗東市立図書館	〒520-3016 栗東市小野223	077-553-5700
栗東市立栗東西図書館	〒520-3031 栗東市織2-4-5 ウイングプラザ2F	077-554-2401
甲賀市水口図書館	〒528-0005 甲賀市水口町水口5638	0748-63-7400
甲賀市土山図書館	〒528-0211 甲賀市土山町北土山2230	0748-66-1056
甲賀市甲賀図書館情報館	〒520-3431 甲賀市甲賀町大原中889	0748-88-7246
甲賀市甲南図書館交流館	〒520-3322 甲賀市甲南町深川1865	0748-86-1504
甲賀市信楽図書館	〒529-1851 甲賀市信楽町長野1312-1	0748-82-0320
野洲図書館	〒520-2315 野洲市辻町410	077-586-0218
野洲図書館中主分館	〒520-2423 野洲市西河原2400	077-589-3382
湖南市立石部図書館	〒520-3195 湖南市石部中央一丁目2-3	0748-77-6252
湖南市立甲西図書館	〒520-3234 湖南市中央五丁目50	0748-72-5550
高島市立安曇川図書館	〒520-1221 高島市安曇川町青柳1173	0740-32-4711
高島市立マキノ図書館	〒520-1833 高島市マキノ町蛭口260-1	0740-27-0350
高島市立今津図書館	〒520-1636 高島市今津町舟橋二丁目3-1	0740-22-3827
高島市立新旭図書室	〒520-1501 高島市新旭町旭一丁目10-1	0740-25-2811
高島市立朽木図書サロン	〒520-1401 高島市朽木市場792	0740-38-2324
高島市立高島図書室	〒520-1121 高島市勝野670	0740-36-2160
東近江市立八日市図書館	〒527-0028 東近江市八日市金屋二丁目6-25	0748-24-1515
東近江市立永源寺図書館	〒527-0231 東近江市山上町830-1	0748-27-8050
東近江市立五個荘図書館	〒529-1422 東近江市五個荘小幡町227	0748-48-2030
東近江市立愛東図書館	〒527-0157 東近江市下中野町431	0749-46-2266
東近江市立湖東図書館	〒527-0135 東近江市横溝町1967	0749-45-2300
東近江市立能登川図書館	〒521-1225 東近江市山路町2225	0748-42-7007
東近江市立蒲生図書館	〒529-1592 東近江市市子川原町676	0748-55-5701
米原市立山東図書館	〒521-0242 米原市長岡1050-1	0749-55-4554
米原市立近江図書館	〒521-0072 米原市顔戸281-1	0749-52-5246
日野町立図書館	〒529-1601 蒲生郡日野町松尾1655	0748-53-1644
竜王町立図書館	〒520-2524 蒲生郡竜王町綾戸1021	0748-57-8080
愛荘町立秦荘図書館	〒529-1234 愛知郡愛荘町安孫子822	0749-37-4345
愛荘町立愛知川図書館	〒529-1313 愛知郡愛荘町市1673	0749-42-4114
豊郷町立図書館	〒529-1169 犬上郡豊郷町石畑518	0749-35-8040
甲良町立図書館	〒522-0262 犬上郡甲良町横関927	0749-38-8088
多賀町立図書館	〒522-0314 犬上郡多賀町大字四手976-2	0749-48-1142
公益財団法人 江北図書館	〒529-0425 長浜市木之本町木之本1362	0749-82-4867
滋賀県立図書館	〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1	077-548-9691

平成30年3月現在

※守山市立図書館は平成30年7月末まで 〒524-0021 守山市吉身二丁目5-9

県内公共図書館設置状況

- ◎ 1980 年以前の設置 (7 館)
※ (公財) 江北図書館・県立図書館を含む
○1981 年～1990 年の設置 (11 館)
▼1991 年～2000 年の設置 (23 館)
★ 2001 年以降の設置 (9 館)

